

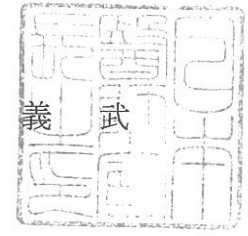
1777



日医発第573号(地I127)
平成25年9月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉



医師等資格確認検索システムの拡充について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても了知、周知方依頼がありました。

本件は、依然としてなりすまし医師による医療行為や管理の問題が散見されることから、厚生労働省ホームページ内の「医師等資格確認検索システム」に厳格な確認が可能となる機能を追加し、これまでの本人確認及び免許証原本での資格確認に併せて活用することで、より適正な資格確認を行うよう、都道府県に対して医療機関への周知方を求めるものであります。

なお、医師等の資格確認は必ず免許証原本で行うものであり、同システムは、あくまでも資格確認作業を補完するためのものとされておりますので、ご留意ください。

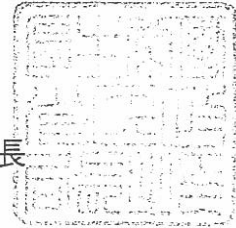
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政発0827第7号

平成25年8月27日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医師等資格確認検索システムの拡充について

標記について、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、貴職におかれても御了知いただくとともに、貴管下会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【照会先】

医政局医事課試験免許室
免許登録係 外谷、伊藤
(代表電話) 03(5253)1111(2576、2577)
(直通電話) 03(3595)2204



医政発 0827 第 6 号
平成 25 年 8 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医師等資格確認検索システムの拡充について

無資格者による医業及び歯科医業を防止するため、「無資格者による医業及び歯科医業の防止について」(昭和 47 年 1 月 19 日医発第 76 号厚生省医務局長通知)、「免許証の不正防止について」(昭和 53 年 3 月 20 日医発第 289 号厚生省医務局長通知)及び「医師等の資格確認について」(昭和 60 年 10 月 9 日健政発第 676 号厚生省健康政策局長通知)により、本人確認(戸籍の写し等)及び資格確認(免許証原本)を行うよう医療機関に対する指導をお願いしてきたところです。

しかしながら、依然としてなりすまし医師による医療行為や管理の問題が散見されることから、当省ホームページに設けている医師・歯科医師の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」について、より厳格な確認が可能となる機能を追加しました。

これまでのシステムは、検索対象者の氏名と性別を入力すると氏名と登録年が表示されるものでしたが、新たに医療機関向けの検索画面を別に設け、氏名、生年月日、性別、登録番号及び登録年月日を全て入力して検索することにより該当者の有無を表示するようになりました。これにより免許証の真偽を厳格に確認することが出来ます。

つきましては、これまでの本人確認及び免許証原本での資格確認に併せ、本システムも活用し、より適正な資格確認を行うよう、貴管下医療機関に対し周知方よろしくお願いします。

なお、別添のポスター(医療機関の人事担当者の方にお知らせ)を作成しましたので周知に際しご活用ください。

(厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000017449.html>)にも掲載しています。)

【照会先】

医政局医事課試験免許室
免許登録係 外谷、伊藤
(代表電話) 03(5253)1111(2576、2577)
(直通電話) 03(3595)2204

医療機関の人事担当の方にお知らせ

医師・歯科医師の免許証を厚生労働省のホームページで確認できるようになりました。

免許証原本による資格確認とあわせて
ご利用ください。

このシステムは医師・歯科医師の資格確認作業を補完するためのものです。

必ず資格確認は免許証原本で行ない、戸籍の写しや運転免許証などで本人確認をしてください。

医師等資格確認検索システム

検索

<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/index.jsp>

- 新しいシステムでは、医師の氏名と生年月日、性別、医籍登録番号、医籍登録年月日のすべてを入力して検索するため、免許証の真偽を確認できます。
- 検索結果は、該当者の有無のみを表示します。

医療機関向け検索システム

例えば・・・

COPY
G 第
年 D E
H F
I 号
日
A 年
B 月
C 日
医師免許
厚生太郎

採用予定の厚生先生から原本提示の前にコピーを提出してもらったわ。

病院事務

医師等資格確認検索

検索条件(※)を入力し、検索実行を押して検索し、(※)に該当の有無を確認することができます。

職種	医師	歯科医師
性別	男性	女性
氏名	厚生 太郎	氏名(フリガナ) 厚生太郎
生年月日	2010-01-01	生年月日(YYYY-MM-DD)
登録番号	123456789	登録番号
登録年月日	2010-01-01	登録年月日(YYYY-MM-DD)

検索 クリア トップ画面へ

氏名、性別、生年月日、登録番号、登録年月日を全て入力して

検索

ここに該当の有無を表示

検索結果

検索結果	番号
検索条件に一致する結果が1件見つかりました。	1

戻る トップ画面へ

該当の有無が表示されます。
最終的には免許証原本で資格確認してください。

※ 2年に1度実施される医師調査・歯科医師調査において、調査票を提出した人が検索対象です。
医師、歯科医師の名簿に登録されていても、調査票を提出していない人は表示されません。

Photo by (c)Tomo.Yun (<http://www.yunphoto.net>)
Illustration わんぱぐ (<http://www.wanpug.com/>)

医師等資格確認検索

検索条件(※)を入力し、検索ボタンを押してください。

ご利用上の注意

お知らせ

(初めてご利用の方は、右に掲載の「ご利用上の注意」をご覧ください。)

職種	<input checked="" type="radio"/> 医師 <input type="radio"/> 歯科医師		
性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性		
氏名	<input type="text"/> (例 厚生 太郎) (例 ALBERT SCHWEITZER)		
生年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
登録番号	第 <input type="text"/> 号		
登録年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

※ 氏名は完全一致検索としており、氏や名のみ又はフリガナでは、検索を行うことができません。
 ※ 検索に当たっては、姓と名の間に空白を設ける必要があります。
 ※ 全検索条件が必須入力です。全件一致しないと検索は表示されません。

一般向け検索画面へ

【検索方法】

- 医師等の検索は、氏名、性別、生年月日、登録番号、登録年月日が揃っている場合のみ可能です。氏名の片方のみ又はフリガナでは、検索を行うことができません。なお、検索に当たっては、姓と名の間に空白を設ける必要があります(例 厚生 太郎)。また、通称名が登録されている場合(外国籍を持つ医師等は、通称名を利用されている場合があります)は、通称名での検索も可能です。ただし、検索結果に本名と通称名を同時に表示することはありません。
 氏名に正字以外の字(例「高」「廣」など)を用いている医師等の検索は、添付の異体字リストを参考に、対応する正字で検索することができます。
- また、対応する正字がない字(添付ファイルの外字リスト)については、該当する字の箇所を「?」として検索することができます(例 厚? 太郎)。
 (異体字リスト) (外字リスト)

【留意事項】

- この検索システムでは、次のいずれかに該当する医師等は検索できません。
- ① 医籍(歯科医籍)の氏名に対応しているため、旧姓等の使用により、登録名と使用している氏名が異なる医師等
 - ※ 訂正の手続きが済んでいない医師等への御案内 → (医籍訂正)(歯科医籍訂正)
 - ② 死亡や失踪又は免許取消の行政処分により、抹消の手続きが済んでいる医師等
 (死亡や失踪の抹消申請は、手続終了まで一定の時間を要しますので、その間は検索可能となる場合があります)
 - ※ 抹消の手続きが済んでいない医師等の御遺族への御案内 → (医師抹消)(歯科医師抹消)
 - ③ 医師法又は歯科医師法による2年に1度の届出を行っていない医師等
 - ※ 届出をされていない医師等への御案内 → (掲載申請書)
 - ④ 昭和26年から昭和47年の間に琉球政府により免許された医師等

お知らせ

「医師等資格確認検索システム（医療機関向け）」の開始について（平成25年8月27日～ ）

○医療機関の方へ

医師・歯科医師（以下「医師等」という）の なりすましの問題については、従前より各都道府県を通じ、医療機関に対し、本人確認（戸籍の写し等）及び資格（免許証原本）の確認を行うよう指導をお願いしてきました。しかしながら、依然としてなりすまし医師の問題が散見されることから、当省ホームページに 設けてある医師等資格確認検索システムについてはより厳格な確認が可能となるよう 拡充しました。これまでの医師等資格確認検索システムは医師等の氏名と性別を入力すると、氏名と登録年が表示されるものでしたが、新たに医療機関向けの検索画面を別に設け 医師等の氏名、性別、生年月日、医籍等登録番号、医籍等登録年月日のすべてを入力して 検索することにより該当者の有無を表示し 免許証の真偽をより厳格に確認できるようにいた しました。

なお、このシステムは資格確認作業を補完するもの であり、最終的な資格確認は免許証原本で行い、戸籍の写しや運転免許証などで 必ず本人確認をしてください。

（関係通知）

1 「無資格者による医業及び歯科医業の防止について」（昭和47年1月19日付医発第76

号 各都道府県知事あて厚生省医務局長通達）

（抜粋）

第2 病院又は診療所の開設時等における免許資格の確認

1 医師又は歯科医師が病院又は診療所を開設する場合には、医療法第7条の規定に

よる病院の開設許可申請書又は同法第8条の規定による診療所の開設届の受理に際

して、有資格者であることの確認を徹底すること。

2 病院又は診療所の開設者又は管理者が、医師又は歯科医師を雇用する際に免許資格

格を確認するよう十分の指導をすること

2 「免許証の不正使用防止について」（昭和53年3月20日付医発第289号 各都道府県知

事あて厚生省医務局長依頼）

（抜粋）

2 各医療施設等は、免許取得者を採用するにあたっては、戸籍謄（抄）本等の提示、

履歴書の確認等の方法により採用希望者が免許取得者であることを、十分に確認する

こと。

3 「医師等の資格確認について」（昭和60年10月9日付健政発第676号 各都道府県知事

あて厚生省健康政策局長通知）

（抜粋）

2 医師等免許資格の確認について

無資格医業等の防止については、昭和47年1月19日付医発第76号医務局長通知

をもって通知しているところであるが、今後とも次により徹底の上、その一掃を図ら

れたい。

（1） 医師及び歯科医師として、就業する目的で採用する場合には、事前に免許証及

び卒業証書の原本の提出を必ず求め、資格を有していることの確認を十分行うよ

う指導されたいこと。

(2) 免許証を亡失している場合には、速やかに免許証の再交付申請を行わせるよう

指導されたいこと。

(3) 免許証を保持していない採用者等については、免許証の交付（国家試験合格等

による免許申請後、まだ免許証が交付されていない者については、登録済証明書

の交付）を確認した後に医業に従事するよう指導されたいこと。

(4) 免許資格等に疑義のある場合には、当局医事課と十分な連絡をとること。

○院内掲示について

医療機関の管理者は、その医療機関で診療に従事する医師等の氏名を医療機関内に掲示

することが義務づけられており（医療法第十四条の二）、医療機関に勤務する医師等につい

ては、院内掲示により資格の確認を行うことができます。